

令和7年度 第2回四街道市保健福祉審議会（障がい福祉部会）会議録

開催日時 令和8年1月8日（木）10時00分～11時00分

開催場所 市役所本館1号棟3階災害対策室

出席者委員 阿部部会長 田島委員 松田委員 谷嶋委員 川崎委員 金室委員
大森委員

欠席者委員 櫻井委員

事務局出席者 渡辺福祉サービス部長 大手福祉サービス部副参事

障がい者支援課：安永課長 杉本課長補佐 宮内係長 大野係長
田中係長 金子主事 中島主事

児童デイサービスセンターくれよん岩井所長

傍聴人 3名

——会議次第——

1. 開会

2. 議題

（1）第5次四街道市障がい者基本計画（案）について

3. その他

4. 閉会

——会議概要——

1. 開会

2. 議題

（1）第5次四街道市障がい者基本計画（案）について

【宮内係長】

資料1「第5次四街道市障がい者基本計画（案）」及び資料2「第5次障がい者基本計画（素案）に対するご意見への市の考え方について」に基づき説明。

【阿部部会長】

ただいまの説明に対してご質問はあるか。

【田島委員】

資料 2 の 1 ページに関連し、SDGs について意見を述べる。障がい者基本計画には各所に SDGs のロゴが記載されているが、実態として四街道市が具体的な SDGs の取組を行っているとは市民には見えにくい状況である。「SDGs の視点で実施している」という説明だけでは不十分であり、SDGs 活動宣言や具体的な推進の位置づけが必要であると考える。

四街道市は SDGs に関する理解や取組が他自治体と比べて遅れていると感じている。千葉県主催の SDGs セミナーが今月 20 日に予定されており、市職員が参加し、他自治体の実践を直接見て学ぶ機会として活用してほしい。本件は市全体の課題であるため、市長にも情報提供を行っている。

また、成年後見制度について、現在の四街道市は市長申立てが中心であるが、市民の立場から見ると十分な取組とは言い難い。高齢化が進み、認知症高齢者が増加する中で、社会福祉協議会による法人後見制度を導入すべきであると考える。予算が限られている場合でも、市民後見人の活用や外部助成を活用することで実施は可能である。他自治体、特に横浜市では法人後見が進んでおり、運用マニュアルも整備されている。四街道市においても、今後積極的な検討と取組を強く要望する。

【阿部部会長】

田島委員から、SDGs について「市として視点を掲げているものの、実効性が伴っていないのではないか」との意見があった。障がい福祉分野に限らず、市全体の取組として、SDGs 活動宣言も含めた包括的な対応を求める趣旨であると受け止めている。

成年後見制度については、人の生命や生活に直結する重要な制度であり、専門的な判断が必要である。後見が必要となる状況や利用可能な後見の形態は、本人の財産状況や身寄りの有無などによって異なり、行政が初期段階から関与する必要があるケースも多い。そのため、制度の立ち上げや拡充を検討する際には、まず後見を必要とする人や、今後必要となる可能性のある人の状況を事前に把握することが重要である。田島委員の意見は、必要な人に必要な成年後見制度が確実に行き届くよう、市として丁寧な対応を求める趣旨であると理解している。松田委員にもご意見を伺いたい。

【松田委員】

資料 2 の 3 ページ、11 番に記載されている「中核機関の設置を検討する」との記述について質問したい。計画 35 ページにも同様の記載があるが、具体的にどのような機関を想定しているのかが分かりにくい。基幹相談支援センター等、既存の機関が中核的な役割を担う形なのか、既存機関が兼ねるのか、あるいは別途新たな組織を設置するのか、そのイメージ

を確認したい。また、実際に後見業務を担う社会福祉協議会に、その機能を担わせる想定があるのかについても、現時点での考え方を伺いたい。

【阿部部会長】

基幹相談支援関係を含めた中核機関について、現時点で想定している具体的なイメージがあれば示してほしい。社会福祉協議会との関係や、新たな組織の立ち上げ、既存組織の活用など、どのような形を想定しているのかを確認したい。文言のみでは実効性が不明確となるため、現段階で可能な範囲での構想やイメージについて教えていただきたい。

【安永課長】

中核機関については、今後検討していく段階であり、現時点では具体的なイメージは定まっていない。現行の基幹相談支援センターとは別組織となる可能性があると考えているが、詳細については今後の検討事項である。

【松田委員】

今後は政策の解像度をさらに高めていく必要があると考える。障がい者分野に限らず、今後は高齢者の後見ニーズが一層高まる一方、障がい者については若年期から後見が必要となるケースが多く、非常に長期的な視点が求められる。その点、個人後見人の継続性には限界があるため、法人後見は制度的に適していると考える。市として、法人後見をどのように活用していくのかについて、より積極的にイメージづくりに取り組むべきである。

資料 11 に対する回答では、「法人後見制度は各法人の取り組みによることから、計画に含めることが困難」とされている点は理解できるが、市長申立てによる成年後見においても、後見人を裁判所に一任する場合だけでなく、信頼できる法人（社会福祉協議会や中核的な機関等）を推薦する形で申し立てることは可能である。地域の実情に精通した法人が後見人となることは、本人の福祉の観点からも有効であり、計画本文への反映は難しいかもしれないが、もう少し言及があってもよいのではないかと考える。

あわせて質問として、市長申立てによる成年後見申立ての件数が、年間でどの程度あるのかを伺いたい。

【安永課長】

今現在、1 件である。

【松田委員】

例年、何件程あるものなのか。

【安永課長】

例年1、2件である。

【松田委員】

具体的な事例に触ることは差し控えるが、高齢者や障がい者の虐待ケースにおいて、親族との深刻な対立等により親族からの支援が期待できない場合、本人を保護するために後見人が選任され、生活や財産等を一定程度管理するという理解でよいかを確認したい。

【安永課長】

親族が成年後見の申立てを行うことが困難な状況にある場合には、本人保護の観点から、慎重に判断した上で対応している。

【松田委員】

虐待通報等をきっかけに市が状況を把握し、成年後見の必要性を判断した上で関与する流れとなっているという理解でよろしいか。

【安永課長】

虐待通報や、身寄りのある者であっても管理能力や判断能力がない場合などにおいて、成年後見の申立てを行っている。

【松田委員】

認知症のある者であっても、本人の自己決定は尊重されるべきであり、一律に後見人を付ければよいものではないと考える。一方で、本人の権利利益を客観的に守るため、必要に応じて後見人が関与し、一定程度の介入が求められる場面もある。この点は非常に難しい判断である。成年後見制度については、数値目標の設定にはなじまない面があると考えられるが、市として地域の高齢者や障がい者の状況を丁寧に把握し、必要がある場合には躊躇なく市長申立てを行うことが重要である。また、補助・保佐においては本人の意向が重視され、裁判所による確認も行われることから、個々の状況に応じたきめ細かなケースワークを、市として継続的に進めていく必要がある。

【阿部部会長】

今後10年の計画期間において、障がい者・高齢者ともに高齢化が進み、将来への不安を抱える人が増加することが、アンケート結果からも明らかである。本人の意思や権利を尊重しつつ、本人の意思とは無関係に不利益が生じる事態を未然に防ぐことが重要であり、そのためには事前に地域の実情や個々の状況を把握していく必要がある。あわせて、対応する組織や機関、関係者の役割を明確にしていくことが、今後の第一歩になると考える。本課題は

障がい分野にとどまらず、保健福祉全体に関わる重要な課題であり、今後10年間でより現実味を増すと認識している。特に虐待ケース等の複雑な事案については、専門職の関与が不可欠であり、早期から体制づくりを進めることが求められる。起きてから対応するのでは遅く、事前の備えと連携体制の構築が重要である。

計画に位置づけられている重点施策については、アンケート結果を踏まえた重要な取組であるため、各担当課において実効性のある具体的な施策として実施に向けた検討を進めてほしい。計画の見直しまでの期間において、各施策が着実に進むよう、関係課間での綿密な調整をお願いしたい。

【谷嶋委員】

資料1の33ページ、選挙について。障がいのある家族について、理解や意思表示が困難であるにもかかわらず、選挙の投票券が届く現状があり、その一票をどのように扱えばよいのか毎回悩み、精神的な負担を感じている。同様の状況にある家庭は他にも多いと考えられる。意思表示が可能な障がいのある人については投票の機会が確保されている一方で、理解や意思表示が難しい人の投票については、現行制度では対応が十分とは言えず、結果として投票に参加できない実態がある。この問題は四街道市に限らず全国的な課題であり、障がいのある人の選挙参加の在り方や、意思表示が困難な人の一票をどのように考えるべきかについて、社会全体で理解を深めていく必要があると感じている。

【阿部部会長】

障がいのある人の投票に関する課題は、以前から指摘されているものの、対応が難しい問題であると認識している。投票という一つの行為に限らず、本人がそのような状況に置かれた場合を想定し、意思表示をどのように支えるかという視点が重要である。視線入力等の機器を活用することで意思表示が可能となる例もあり、特別支援学校等では、本人の意思を最大限尊重するための取組が行われている。費用面の課題はあるものの、資料提供や支援機器の活用など、意思表示を支える環境整備を段階的に進めていくことが望ましい。本件は非常に難しく、心情的にも重い課題ではあるが、こうした実態があることを関係者が認識し、少しづつでも前進していくことが重要である。

【田島委員】

介護施設等において、認知症等により意思表示が困難な入所者が多数いる中、選挙時に誰がどのように投票を行っているのか不透明であり、厳格な立会いが確保されていない現状に疑問を感じている。

【阿部部会長】

障がいのある人の投票支援については、これまで十分に議論されてこなかった課題であ

り、今回の計画には直接反映されない可能性があるものの、重要な論点であると認識している。谷嶋委員、田島委員の意見を踏まえると、施設入所者や家族が投票時にどのように対応すればよいのか分からず困っている実態があり、本人の意思を尊重しながら投票を支援する仕組みや、家族とともに支える視点が必要であると感じている。今回の会議において、投票に関する支援もサポート対象の一つであるという認識を共有していただければありがたい。

【松田委員】

本人に投票の意思がある場合に、その意向をいかに正確に投票行動へ反映させるかというアクセスの問題が大きな課題である。手書きによる投票が前提となっている現行制度では、身体的制約により本人が記載できず、代理記載となる場合に、本人の意思が正確に反映されているのかという懸念が生じる。施設等での投票についても、本人の意向が適切に反映されているのか疑問が残る。

また、投票行動の前提として、候補者や政党について本人が意見形成を行うための支援も重要である。選挙公報や政見放送等は、障がいのある人や認知症のある高齢者にとって理解のハードルが高く、視覚障がい者への音声による情報提供など、分かりやすい情報提供の工夫が必要である。これらの投票支援や意思形成支援は、本人の社会参加と密接に関わるものであり、障がい者施策の中で検討すべき課題の一つであると考える。

【阿部部会長】

松田委員から、権利擁護の観点を踏まえた具体的なイメージが示された。特に、現在の社会状況を踏まえると、権利の問題と密接に関わる事項であり、対応にあたっては十分な配慮が必要であるとの指摘があった。中核機関の設置については、後見制度に限らず、投票に関する課題も含め、相談支援の枠組みの中で幅広く取り組むことが望ましいとの意見が出された。

最終案について修正事項はないが、いくつか感想や意見として中核機関の今後の具体像に関するものが示されたため、この点を含めて今後は市で取り組んでいただきたい。

第5次四街道市障がい者基本計画（案）について、最終案として承認する。

3. その他

【阿部部会長】

その他について、何か意見はあるか。

【松田委員】

今後こうした基本計画を策定する際の、この部会や審議会の在り方についてだが、私は主に児童福祉の分野に関わっており、子どもの分野では、子ども自身がケース会議に出席し、

話を聞き、意見を述べることで、大人と子どもの間で情報の差ができるだけなくす取組を行っている。また、子どもに関する政策を決める際には、単に意見を聞くだけでなく、子どもが主体的に参画することを目指しており、赤ちゃんの意見をどう反映するかなど難しさはあるが、その理念に基づいて取り組んでいる。この考え方は障がい者施策にも通じるものであり、「Nothing About Us Without Us」という言葉が示すように、自分たちのことを自分たち抜きで決めないという視点が重要だと考えている。今回の審議会では、ご家族や専門職が参加しているが、今後は障がい当事者本人が委員等として参画し、単に話を聞かれる立場ではなく、主体的に中身について意見を述べる形での参画についても検討していく必要があると考えている。

【阿部部会長】

当事者の意見や参加という点については、近年継続して言われてることもあるが、こうした公的・行政の場においてこそ、当事者が参加できるよう、また参加してもらえるような運営を行っていただきたいと考えている。

【田島委員】

自分自身も視覚に障がいがあり、日常生活や仕事で困難を感じている。障がい者の計画を、障がいのない人だけで議論するのはおかしく、当事者でなければ本当の大変さや声は理解できない。障がい者施策や計画には、必ず当事者を参画させるべきだと思っている。

【阿部部会長】

当事者の参加や行動に関する課題、中核機関の立ち上げといった、現時点では計画に十分反映されていない点についても、今後ぜひ取り組んでいってほしいと考えている。

【安永課長】

今後のスケジュールは、令和8年2月6日の保健福祉審議会本会にて本日の部会での内容を報告し、承認をいただく予定。

以上で令和7年度第2回四街道市保健福祉審議会障がい福祉部会を終了とする。